
群馬県立県民健康科学大学
インターネットサーバ及びウイルス対策
管理サーバシステム賃貸借

仕様書



I. 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

「インターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステム」とは、本学に所属する教職員及び学生（一部のサービスは卒業生も含む）が、本学内の学内情報ネットワーク及び学外のインターネット回線等を経由して接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末などの情報機器等を経由して、安全かつ適正なセキュリティを保持した状態で、学内外で情報共有を行う設備及びサービスを示す。

主な機能は、情報基盤システム（仮想化基盤、名前解決、ウイルス対策、セキュリティ管理等）から成るサーバシステムとそれらを制御するネットワーク機器などの付属機器と、クラウド型グループウェア（電子メール、ファイル共有、スケジュール、OfficeWebApps 等）から構成される。特にクラウド型グループウェアと学内システムの連携、接続等についてセキュリティ、利便性の向上が要求される。

また、本システム導入の主な目的は、既存の「インターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステム」のリース期間満了に伴う既存の情報機器の更新やデータ移行等であるが、将来的には既存の学内情報ネットワーク等との連携を可能とする一元的な学内情報システムの構築を目的としていることから、学内情報システムの拡充を見据えて情報機器等のスペックに余裕を持った調達を実施する。

なお、本学における学内情報ネットワークの利用は、別紙2「群馬県立県民健康科学大学学内情報ネットワーク利用規程」によって規定される。

2 調達物品名及び構成内訳

インターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステム

2.1	仮想化基盤システム	1 式
2.1.1	仮想化基盤用 AD サーバ	1 式
2.1.2	仮想化基盤サーバ	2 式
2.1.3	共有ストレージ	1 式
2.1.4	仮想サーバ	1 式
2.1.4.1	DNS サーバ	1 式
2.1.4.2	ウイルス対策管理サーバ	1 式
	・ ウイルス対策ソフトウェア 350 ユーザ分+サーバ 2 台分	
2.2	LCD コンソール	1 式
2.3	ネットワーク機器	1 式
2.4	無停電電源装置	1 式

上記調達物品には、搬入、据付、配線、調整及び保守を含む。（詳細については、「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

3 調達の種類

令和7年3月1日から令和12年2月28日までの借入とする。

4 技術的要件の概要

- 4.1 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- 4.2 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- 4.3 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、不合格となり落札決定の対象から除外する。
- 4.4 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学が入札機器に係る技術的仕様書を含む入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

5 その他

5.1 提案書（技術仕様書）に関する留意事項

- 5.1.1 入札機器またはソフトウェアは、入札時点で製品化されていることを原則とする。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入可能であることを証明する書類を添付すること。
- 5.1.2 「性能、機能に関する要件」の各項で、機器の接続に際し特に記載がない場合でも、要件を満たすのに必要なインターフェース、アダプタ、ケーブル及びドライバソフト等を実装すること。
- 5.1.3 提案に際しては提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ明確に記載すること。単に「できます」「提案します」といった回答や、内容が不明確な場合は、技術的要件を満たしていないと判断する。なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けること。提出された資料が不明確な場合は、要求要件を満たしていないとみなし不合格とすることがあり得る。
- 5.1.4 提案資料等に関する照会先を明記すること。提案された内容等についてヒアリングを行う場合がある。
- 5.1.5 提案システムのうち、納期までにバージョンアップが予想される機器及びソフトウェアがある場合は、予定時期及び内容が記載された資料を提出すること。

5.2 導入に関する留意事項

5.2.1 導入時の作業日程と体制を提示し、大学側と協議を行い、その指示に従うこと。

5.2.2 導入システムは、令和7年3月1日より運用を開始する。

5.3 その他の留意事項

5.3.1 提案システムに含まれる定期交換部品の更新に要する全ての費用は本調達に含まれる。

5.3.2 搬入、据付、配線、調整、既存設備との接続に要する全ての費用は本調達に含まれる。

6 附属資料

別紙1：システム構成図

別紙2：群馬県立県民健康科学大学 学内情報ネットワーク利用規定

II. 調達物品に備えるべき技術要件

1 【性能、機能に関する要件】

1.1 仮想化基盤システム

仮想化基盤構築サーバ（物理サーバ）に仮想化環境ソフトウェアを導入して構築された仮想化環境の上で仮想マシン（仮想サーバ）を動作させる。

仮想化基盤システムはフェールオーバークラスタを構成し、ライブマイグレーションが可能な構成とすること。また、これに伴って必要となる物品については本調達に含むこと。

1.1.1 仮想化環境ソフトウェア

1.1.1.1 ハイパーバイザーに組み込むのではなく、Windows Server OS の標準機能で利用できること。

1.1.1.2 フェールオーバークラスタを構成すること。

1.1.1.3 仮想マシンのライブマイグレーションが可能な構成とすること。

1.1.2 仮想化基盤用 AD サーバ

1.1.2.1 19 インチラックマウントタイプとし、1U であること。

1.1.2.2 CPU は Intel Xeon E-2468（2.6GHz/8 コア）以上とすること。

1.1.2.3 メモリは 32GB 以上の容量を有すること。

1.1.2.4 2.5 インチ SAS ハードドライブ 1.2TB×2 以上のディスク容量を有すること。

1.1.2.5 暗号化形式で署名されたファームウェア、静止データ暗号化、セキュアブート、TPM 2.0 などのセキュリティ機能を有すること。

- 1.1.2.6 ストレージは RAID1 又はこれと同等以上の構成とすること。
- 1.1.2.7 ドライブとして、DVD-ROM とすること。
- 1.1.2.8 有線 LAN インターフェースは、1GbE×6 以上を有すること。
- 1.1.2.9 iDRAC9 (Integrated Dell Remote Access Controller 9) 又はこれと類似する機能を有すること。
- 1.1.3 仮想化基盤サーバ
 - 1台の物理サーバについて、以下仕様を満たすこと。
 - 1.1.3.1 19 インチラックマウントタイプとし、1U であること。
 - 1.1.3.2 CPU は Intel Xeon Silver 4514Y (2.0GHz/16 コア) 以上とすること。
 - 1.1.3.3 メモリは 64GB 以上の容量を有すること。
 - 1.1.3.4 2.5 インチ SATA SSD 480GB×2 以上のディスク容量を有すること。
 - 1.1.3.5 暗号化形式で署名されたファームウェア、静止データ暗号化、セキュアブート、TPM 2.0 などのセキュリティ機能を有すること。
 - 1.1.3.6 ストレージは RAID1 又は RAID5 若しくはこれらと同等以上の構成とすること。
 - 1.1.3.7 ドライブとして DVD-ROM を有すること。
 - 1.1.3.8 有線 LAN インターフェースは、1GbE×2 以上、10GBASE-SR×6 以上を有すること。
 - 1.1.3.9 電源が二重化されていること。
 - 1.1.3.10 iDRAC9 (Integrated Dell Remote Access Controller 9) 又はこれと類似する機能を有すること。
- 1.1.4 共有ストレージ
 - 1.1.4.1 19 インチラックマウントタイプとし、2U 以下であること。
 - 1.1.4.2 コントローラは 25Gb iSCSI 8Port デュアルコントローラーであること。
 - 1.1.4.3 コントローラモジュール、電源装置、冷却ファンは全て冗長化されており、ホットスワップに対応していること。
 - 1.1.4.4 コントローラあたり合計 16GB のキャッシュメモリを搭載していること。
 - 1.1.4.5 ハードディスクは同一筐体内で SAS、SATA の混在が可能であること。
 - 1.1.4.6 RAID は 1/5/6/10 に対応していること。
 - 1.1.4.7 2.5 インチ SAS SSD 1.92TB×4 以上のディスク容量を有すること。
 - 1.1.4.8 施錠が可能なフロントベゼルを有すること。
 - 1.1.4.9 管理マネージャは Web GUI ベースの HTML5 により管理可能なこと。
 - 1.1.4.10 仮想基盤サーバのデータストアとして利用できる構成とすること。
 - 1.1.4.11 サーバとの相互接続性、保守運用上の観点からサーバと同一メーカー

一品とすること。

1.1.5 仮想サーバ

- 1.1.5.1 今回構築する仮想化基盤上では、下記サーバを仮想マシンとして配置できるだけのリソースを有すること。

仮想化基盤情報				
項番	サーバ	リソース		
		CPU (コア)	メモリ (GB)	ディスク (GB)
1	ウイルス対策管理サーバ	6	8	300
2	学外向け DNS サーバ	2	4	100
3	AD サーバ 1	2	6	200
4	AD サーバ 2	2	6	200
5	AADC サーバ	2	6	200

- 1.1.5.2 仮想化基盤サーバが 1 台障害となった場合であっても、配置予定の全仮想マシンが提供しているサービスを継続して提供できるだけのリソース (CPU/メモリ/ディスク容量) を確保できること。

1.1.6 ウイルス対策管理サーバ

- 1.1.6.1 学内の指定されたクライアント PC (350 ライセンス以上) に対して、ウイルス対策ソフト (ウイルス検知、駆除) を必要数提供すること。
- 1.1.6.2 学内の指定されたクライアント PC (WindowsPC 及び AppleMac) の、ウイルス対策の実施状況、感染の有無、アップデート状況等のサーバシステムによる集中管理を行うこと。
- 1.1.6.3 管理サーバを介して、最新のアップデートモジュール、ウイルスパターンファイルの提供を可能とすること。
- 1.1.6.4 UEFI に感染しシステムを制御するマルウェアの検出が可能なこと。
- 1.1.6.5 ウイルス対策ソフトウェアを搭載し、ウイルス対策を行うこと。

1.1.7 学外向け DNS サーバ

- 1.1.7.1 学外向け DMZ に配置し、学外向け DNS として動作可能であること。
- 1.1.7.2 既存の学内情報ネットワークシステムと連携して、学内及び学外に適切な DNS 情報を提供すること。
- 1.1.7.3 既存のインターネットサーバシステムから学外向け DNS 設定情報を引き継ぎ、学外向けの DNS サービスを提供すること。
- 1.1.7.4 不要なサービスの停止や、ウイルス対策等のセキュリティ対策を講ずること。

- 1.1.7.5 ウイルス対策ソフトウェアを搭載し、ウイルス対策を行うこと。
- 1.1.8 AD サーバ 1、AD サーバ 2、AADC サーバ
 - 1.1.8.1 現行の仮想化基盤上から移行し、稼働させること。
- 1.2 LCD コンソール
 - 1.2.1 KVM スイッチ及びコンソールドロアで構成されること。
 - 1.2.2 19 インチラックマウント可能であり、1U 以下であること。
 - 1.2.3 KVM スイッチは以下の要件を満たすこと。
 - 1.2.4 本装置には以下の装置を接続すること。
 - 1.2.4.1 仮想化基盤用 AD サーバ 1 式
 - 1.2.4.2 仮想化基盤サーバ 2 式
 - 1.2.5 コンソールドロアは、ディスプレイ装置、キーボード及びポインティングデバイスで構成されること。
 - 1.2.6 キーボードを有すること。
 - 1.2.7 ポインティングデバイスとして、マウス、トラックボール、またはタッチパッドを有すること。
- 1.3 ネットワーク機器
 - 1.3.1 サーバ収容スイッチ
 - 1.3.1.1 100M/1000M/2.5G/5G/10G イーサネットポートを 24 ポート以上実装していること。
 - 1.3.1.2 10 ギガビットイーサネット SFP+ を 4 ポート以上実装できること。
 - 1.3.1.3 最大パケット転送能力 416.66Mpps 以上を実装する固定型の L2 スイッチ製品であること。
 - 1.3.1.4 スイッチング・ファブリック 1.08Tbps 以上であること。
 - 1.3.1.5 440 (W) × 290 (D) × 44 (H) mm 以下であること。
 - 1.3.1.6 質量は 4.0kg 以下であること。
 - 1.3.1.7 平均消費電力が 130W 以下であること。
 - 1.3.1.8 19 インチラックマウント可能であり、1U 以下であること。
 - 1.3.1.9 MAC アドレス数は 32,768 以上に対応可能であること。
 - 1.3.1.10 仮想化基盤サーバ 2 台 及び コアスイッチとの接続は 10 ギガビットイーサネットとし、接続にあたり、必要な SFP+ モジュールはコアスイッチ用を含めて準備すること。
 - 1.3.1.11 Web ブラウザーから機器の情報表示や設定が可能な Web GUI を利用できること。

1.4 無停電電源装置

仮想化基盤用 AD サーバ及び仮想化基盤サーバ、及びこれらサーバに直接接続しているネットワーク機器に電力を供給し、停電時には機器が安全に停止するまで電力供給を維持するための無停電電源装置を設置する。

- 1.4.1 19 インチラックマウントタイプであること。
- 1.4.2 常時インバータ運転方式であること。
- 1.4.3 給電を継続したままインバータモジュールの交換、バッテリー交換等のメンテナンス作業が実施できること。
- 1.4.4 搭載されているバッテリーは期待寿命 5 年、UPS 本体の製品寿命は 10 年以上であること。
- 1.4.5 電源出力、電源タップ等、全ての出力口は電源ケーブルの抜け止め機構を有すること。
- 1.4.6 シャットダウンの機能は、別途物理サーバ、仮想サーバなどを構築することなく、UPS から直接 SSH コマンドを実行し、シャットダウンを行う機能を有するシステムであること。
- 1.4.7 仮想環境、HCI へのシャットダウンと自動起動に対応していること。
- 1.4.8 起動時は、IPMI を有したサーバに対し起動指示を行い、OS の起動が可能であること。
- 1.4.9 ゲスト OS に対し、任意の順序でシャットダウンが可能なこと。また、起動時にも順序付けが可能なシステムであること。

2 【性能、機能以外に関する要件】

2.1 設置条件等

2.1.1 設置要件

- 2.1.1.1 応札業者は、必要な場合には、本学が指定する日までに、設置箇所の事前調査を行い、既設設備の確認などを行うこと。
- 2.1.1.2 納入機器の稼働に必要な電源工事を全て行うこと。原則として新規の配線とするが、更新前のシステムで利用していた電気設備を再利用する場合には、可否の判断を事前調査時に行うこと。機能実現に必要な備品、配線、設置、調整、接続試験及び配線の撤去等を全て本調達に含むこと。
- 2.1.1.3 納入機器が、分電盤及び既設電源設備以外の設備を必要とする場合は、電圧変換、周波数変換等、システムの設置に必要な設備を受注業者において用意すること。
- 2.1.1.4 本調達で納入する機器のうち本学が指定する機器に対して、機器名が分かるようシールを張り付けること。本学が指定するケーブル類

に対して、接続元機器と接続先機器が分かるようタグを張り付けること。但し、指定する機器及びケーブル類は本学担当者と協議の上、決定し、その指示に従うこと。

2.1.1.5 19 インチラックを設置する場合は、床にボルトで固定、または免震装置を利用して設置すること。

2.1.2 搬入、据付、配線、調整及び撤去の費用

2.1.2.1 導入システムの設置場所への搬入、据付、配線、調整、ネットワークの構築、既設各装置への接続調整、ソフトウェアのインストール及び設定を本学と協議の上行い、各機器、ソフトウェア、既設装置、既設ネットワークに関する全ての機器について全体が動作することを確認した上で引き渡すこと。また、既設ネットワークの動作確認及び設定変更作業も本調達に含むこと。

既設ネットワークの設定変更、及び動作確認については、既存ネットワーク保守業者と十分な連携を図ること。またそれに伴う費用も含むこと。

2.1.2.2 受注業者は、本システムの解約後、速やかに撤去作業を行い、原状回復を行うこと。解約時における撤去及び原状回復に要する費用の全てを本調達に含むこと。作業日程、手順、体制について、解約 2 カ月前までに本学と協議を行い、その指示に従うこと。

2.1.2.3 本システムの解約時に伴う撤去の際には、記録装置に記録された情報の消去を受注者側の責任で行うこと。情報の消去は、DoD 標準規格、NSA 標準規格、物理的破壊、またはこれと同等程度以上の方法により実施すること。

2.1.2.4 搬入時の作業日程と体制を提示すること。受注者側と本学側の作業を明確にすること。

2.1.2.5 搬入については、業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。また、本学の施設に損傷を与えないように十分な注意を払うとともに受注者が必ず立ち会うこと。

2.1.3 設置場所

2.1.3.1 導入システムは、サーバ室に配置すること。

2.1.3.2 導入システムは、19 インチ型 EIA 対応ラックに収納すること。

2.1.3.3 導入システムの具体的な設置場所及び設置形態については、本学と協議の上、その指示に従うこと。

2.1.4 ネットワーク配線等

- 2.1.4.1 UTP ケーブルの新規配線は、全て CAT6 以上であること。
- 2.1.4.2 納入機器のネットワーク通信を実現するための配線を、全て、行うこと。原則として新規の配線とするが、更新前のシステムで利用していたネットワークケーブルや配管等、既設設備を再利用する場合は、可否の判断を事前調査時に行うこと。機能実現に必要な備品、配線、光配管、設置、調整、接続試験及び既設配線の撤去等を全て本調達に含むこと。

2.2 保守支援体制等

2.2.1 業務要件

- 2.2.1.1 受注者は、責任を持って納入システムの保守を行うこと。本仕様の一部、または全部を他社製品で満たしている場合においても、受注者が責任を持って納入システムの保守を行うこと。
- 2.2.1.2 他システムと関連すると思われる障害が発生した場合には、受注者は本学の指示の下その保守業者や管理者等と連絡を取り合い、障害の切り分け及び納入システムの障害復旧にあたること。障害が納入システム以外の原因であると明確に判明するまでは、障害切り分け及び復旧作業を継続すること。
- 2.2.1.3 システムの障害発生時に対し、平日（土日祝祭日、12月29日から1月3日を除く）の9時から17時までに連絡のあった場合には、通報後2時間以内に具体的に対処を開始すること。本学、もしくは、受注者の調査により、現地対応が必要と判断された場合には、判断後2時間以内に本学対象地点に到着して具体的に対処を開始すること。但し、現地対応が17時を超える場合には、本学と協議を行い、対応を行うこと。復旧作業は、通報後24時間以内の完了を目指して実施し、24時間を超える場合は、本学と協議を行い、本学の指示に従うこと。
- 2.2.1.4 契約期間中の無停電電源装置のバッテリー交換を本調達に含むこと。
- 2.2.1.5 管理者及び管理者権限を取得できるアカウントでのリモート接続は、本学の指定する学内ネットワーク以外からは行えないよう構成すること。障害の対応及び復旧のため学外からリモート接続して、受注者が調査を行う場合には、本学と協議の上、本学の指示するネットワークにアクセス可能なVPN装置等の機器を設置すること。このために必要な機器及び機器のセキュリティアップデート作業等は、全て本調達に含むこと。

- 2.2.1.6 本学システム関係者との打ち合わせ（定例会）を、本学で行うこと。定例会は、納入システムに関する保守作業実施報告を含み、報告書及び議事録を本学に書面で提出すること。
- 2.2.1.7 納入システム全てに関する脆弱性が発見された場合には、本学と協議の上、本学の指示に従い、速やかに対応策を実施すること。
- 2.2.1.8 全ての有償のソフトウェアに関して、ソフトウェアメンテナンスを含むこと。ソフトウェアメンテナンスには、障害対応、質問対応、セキュリティパッチ提供が含まれること。
- 2.2.1.9 本仕様の要求要件に対して、フリーソフトウェアを提案する場合には、導入時点において、ソフトウェアが正常に機能するよう、導入、調整を行うとともに、運用中の質問対応及び障害復旧作業の技術支援を行うこと。
- 2.2.1.10 全てのソフトウェアに対して、導入時点で入手可能な修正プログラムを原則として適用すること。
- 2.2.1.11 全てのサーバについて NTP による時刻の同期を行うこと。
- 2.2.1.12 システムの運用に必要な技術情報の提供を、本調達に含むこと。
- 2.2.1.13 運用・保守に関する技術的な質問に対し、電子メールによる応対が可能な体制を有すること。
- 2.2.1.14 契約期間中の保守に関する費用は、本調達に含まれること。
- 2.2.1.15 保守・管理体制に変更が生じた場合には、本学と協議の上その了承を得ること。
- 2.2.1.16 システムの機能停止を伴う作業は、本学と協議の上、利用者への影響を最小限にとどめるよう、実施内容、時間帯を決定すること。
- 2.2.1.17 年1回の法定停電について対応を行うこと。

2.2.2 教育支援体制等

- 2.2.2.1 システム導入時に本システムに関連する教職員最大 6 名に対する説明会を1日以上、本学で行うこと。

2.3 導入作業等

2.3.1 導入・構築体制等

- 2.3.1.1 本システムの導入を円滑に行うため、以下の要件を満たすプロジェクトマネージャー(以下 PM と称す)を配置すること。PM は、本調達の構築作業全体の進行管理、システムの品質管理等を行うこと。
- 2.3.1.2 本システムの導入を円滑に行うため、以下の要件を満たすサブ PM を配置すること。サブ PM は、詳細設計、テスト、構築作業全体の実施

管理を行うこと。

2.3.2 移行スケジュール及びデータ移行等

- 2.3.2.1 受注者は、契約後速やかに本調達のシステムの設計、導入に関わる作業を開始すること。設計に関わる作業として、システム要件調査分析、システム機能設計、パラメータ設計、テスト計画立案、テスト項目策定を実施すること。本学との協議を落札後 10 日以内に行い、1、2 週間に 1 度の頻度でシステムに対する打ち合わせをシステム稼働開始まで実施すること。受注者は上記設計行程の進捗管理を行うため、スケジュール線表、課題管理表を提出すること。
- 2.3.2.2 本システムの構築は以下の要件を満たしていること。
 - 2.3.2.2.1 現システムで稼働中の学内向け DNS 機能を、既設 DHCP サーバの DNS 機能を有効化させて稼働できるよう構成すること。また DNS レコードの移行作業も含むこと。このために必要な既設ネットワーク等の変更作業及び費用も本調達に含めること。
 - 2.3.2.2.2 現システムで稼働中の AD 機能及び AADC 機能を、新仮想化基盤システム上でも稼働できるようコンバートすること。なお、コンバート作業は現システム保守業者に依頼することとし、当該業者と十分な連携を図って実施すること。また、当該作業費用は本調達に含めること。
 - 2.3.2.2.3 本システムの調達機器を、現システムで稼働中の監視サーバ上で監視できるよう設定すること。なお、監視サーバへの設定作業は現システム保守業者に依頼することとし、当該業者と十分な連携を図って実施すること。また、当該作業費用は本調達に含めること。
- 2.3.2.3 本システム導入に関わるサービス停止は、サービス停止予定日の 2 週間前までに、対象サービス、日時の提案を行うこと。但し、緊急のサービス停止の場合には、本学と協議を行い、本学の指示により、実施してもよい。移行時の代替機器、既設機器と同時稼働用外部電源等が必要な場合は、本調達に含めること。
- 2.3.2.4 受注者は、既存機器の調査・分析を行うこと。結果を元に、本システム用の再設計を行い本学に設計案を提示すること。
- 2.3.2.5 受注者は、納期後 1 か月以内に、完成図書（成果品）を電子媒体及び製本された紙媒体により 1 部提出すること。完成図書（成果品）には、登録データの詳細な情報、納入機器一覧、導入ソフトウェア一覧、機器配置図、ラック搭載図、納入機器構成、納入機器設定、オペレーティングシステム設定、導入ソフトウェア設定、ネットワーク

接続図（物理接続図、論理接続図及びネットワーク配線図）、IP アドレス及び MAC アドレス一覧のほか、設計に関する必要な事項を含むこと。

- 2.3.2.6 データ移行作業、初期登録作業、データ登録ツールは、本調達に含むこと。また、データ登録ツールは必要に応じ、提供すること。

2.4 その他

2.4.1 マニュアル

- 2.4.1.1 ハードウェアマニュアル、ソフトウェアマニュアル、管理者マニュアル、ユーザマニュアルをハードウェアの種類毎に 1 式以上提供すること。但し、製品に添付されていないマニュアルについては、提供しなくてもよい。

- 2.4.1.2 本学の指示により、本システムの調達機器全てについて、運用のための利用マニュアルを作成し、提供すること。

2.4.2 セキュリティ対策について

- 2.4.2.1 導入システムのセキュリティ対策については、本学と協議の上、その指示に従い、導入時点で最新の状態であること。

- 2.4.2.2 アクセス管理やセキュリティ対策用パッチ当て等、導入時点で必要なセキュリティ対策は、全て施すこと。内容については、本学と協議の上、その指示に従うこと。

- 2.4.2.3 導入時点で、以下のセキュリティ対策について検討を行い、本学担当者と協議の上、本学の指示に従い実施すること。設定の確認を行うための学内端末からの検査を本調達に含むこと。

- ・使用しないデフォルトのシステムアカウントの停止、またはパスワードの変更
- ・ unnecessary 通信、ポートの遮断
- ・ unnecessary 常駐プログラムの停止
- ・ メール不正中継の拒否
- ・ unnecessary DNS 再帰検索設定の停止

2.4.3 解約時における情報提供について

- 2.4.3.1 解約時には、受注者の実施したシステム変更に関する設定情報の提供（120 日前まで）を全て行い、その内容説明を行うこと。

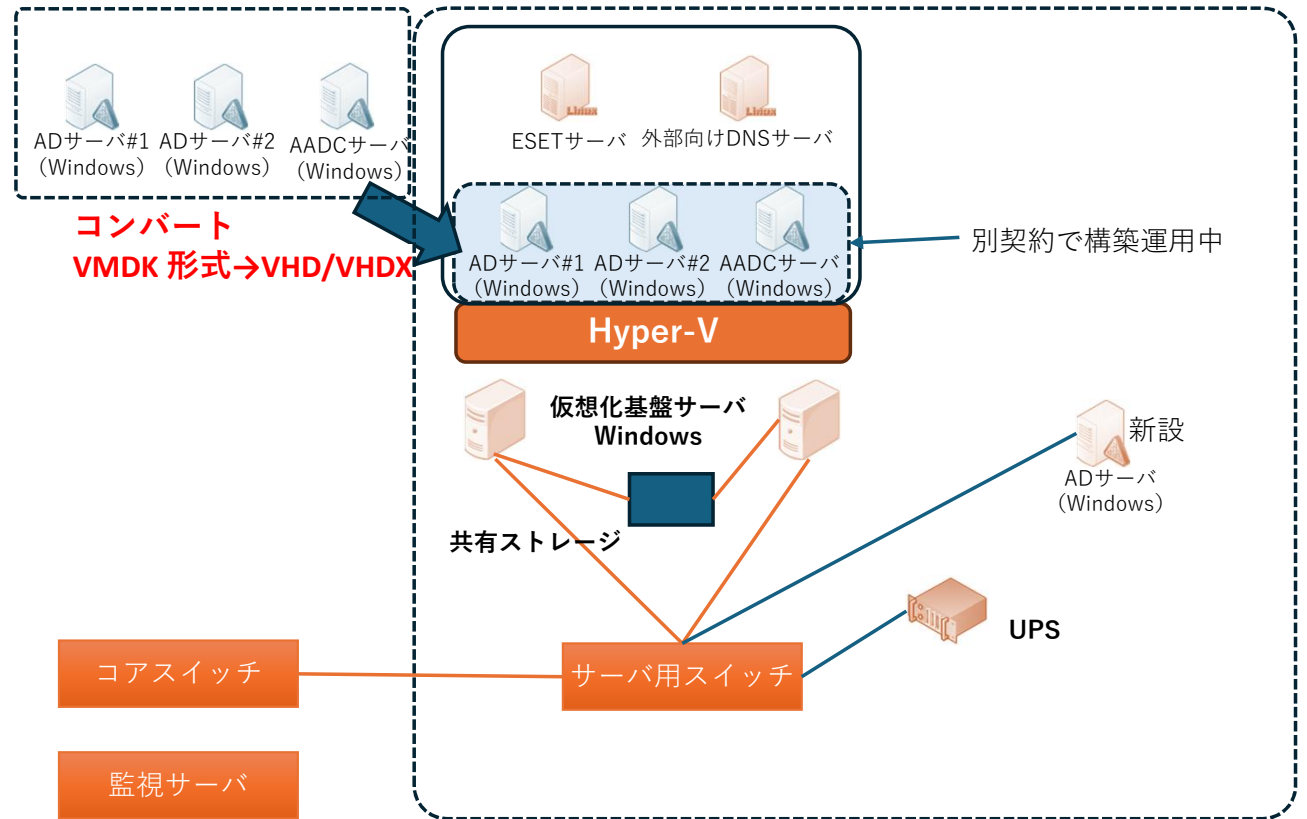
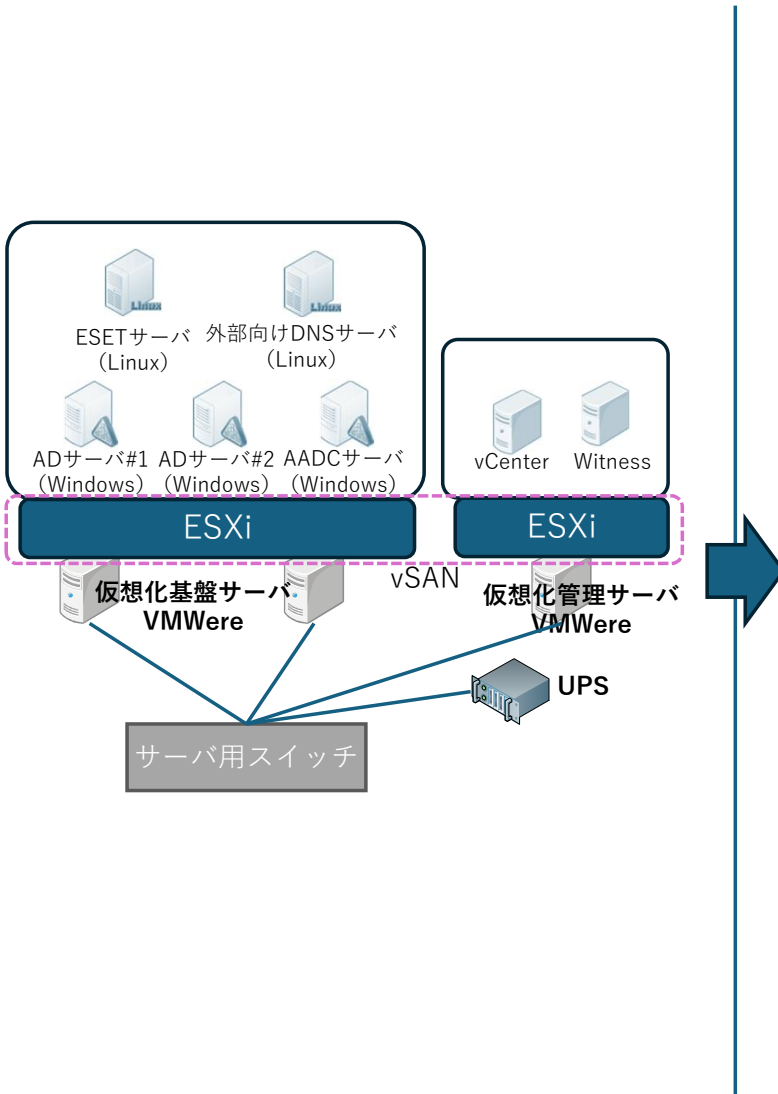
- 2.4.3.2 解約時には、事前に本学との打ち合わせを綿密に行い、撤去作業を行うこと。作業スケジュールは、本学担当者と協議の上、本学の指示に従い、本システムの稼働及び機器更新後の新システムの稼働への影響が少なくなるよう実施すること。

<インターネットサーバ及びウイルス対策管理サーバシステム システム構成図>

【現行】

【更新後】

- 今回更新対象範囲
- UTPケーブル (CAT 6 以上)
- 10GB SR



コアスイッチ

監視サーバ

別契約で構築運用中

群馬県立県民健康科学大学学内情報ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）内に設置した学内情報ネットワーク（以下「学内ネット」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 学内ネットの管理は、学術国際委員会（以下「委員会」という。）が行い、学術国際委員会委員長を学内ネット管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

2 学内ネットの運用は、情報部会が行い、学内ネット運用管理責任者（以下「ネット運用管理者」）は、情報部会員の中から選出し、管理責任者が指名する。

(利用者)

第3条 学内ネット利用者は、本学学生、教職員及び管理責任者が特に認める者とする。

2 管理責任者が特に認める者については別に定めるものとする。

(利用方法)

第4条 利用希望者は、学内ネット利用申請書（別記様式第1号～第3号）を運用管理責任者に提出して、承認を得るものとする。

(接続機器利用)

第5条 利用者が、情報機器を学内ネットに接続する場合は、学内ネット機器接続利用申請書（別記様式第4号～第7号）を運用管理責任者に提出して、承認を得るものとする。

2 情報機器を学内ネットに接続した者は、次の各号の責任を負う。

- (1) 接続した機器の管理責任
- (2) 接続した機器の利用者の監督責任

(利用に関する規律)

第6条 学内ネットは、教育、研究、管理運営及びその他管理責任者が認める目的に利用するものとする。

2 利用者は、次の各号に定める不適切な利用をしてはならない。

- (1) 学内ネット接続機器の破壊
- (2) 法令あるいは公序良俗に反する行為
- (3) 学内・学外のネットワークに対する不正アクセス行為
- (4) 個人を誹謗・中傷する行為
- (5) 著作権、知的財産権、肖像権、プライバシーなどを侵害する行為
- (6) 自己のID、パスワードの使用を他者に認め、ネットワークを利用させる行為
- (7) コンピュータウィルス対策を怠る行為
- (8) 営利を目的としてネットワークを利用する行為
- (9) その他、委員会が不相当と認めた行為

(報告)

第7条 学内ネット接続機器の故障、前条第2項の規定に該当する事項を発見した場合は、速やかに委員会に報告するものとする。

(利用制限又は停止)

第8条 委員会は、第6条第2項の規定に違反した利用者に対して学内ネットの利用制限又は停止をすることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度、委員会で協議して定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。